

配食サービス

洞爺湖町社会福祉協議会では、身体や精神の問題等により、食事が作れない、食材をそろえる手段が行えない方を対象（洞爺地区のみ）に配食サービス（昼食）を行っています。

職が守られることにより、住み慣れた地域で安心して過ごしていただくことを目的に、この事業を進めています。

食事代については、1回450円となります。

なお、このサービスを受けるにあたっては、町や介護支援事業所の機関で構成された判定会議において、利用該当の判定を受けた場合のみ利用可能となりますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

▽ 社会福祉協議会本 所 ☎ 0142-76-4363

洞爺支所 ☎ 0142-82-5185